

保存版

幸せな未来に向けて 4つの計画を つくりました！

地域福祉・地域福祉活動

障害(児)福祉

高齢者保健福祉・介護保険

健康・食育

概要版



令和3年3月

矢掛町

矢掛町社会福祉協議会

第3次矢掛町地域福祉計画・第5次矢掛町地域福祉活動計画

矢掛町がめざす地域福祉の将来像

みんなが支え合い安心して暮らせる
福祉のまちづくり



みなさんの協力も必要です

地域福祉を支えるのは、住民一人ひとりの活動です。
一人ひとりの住民が地域の福祉課題を自分のこととしてとらえ、
人と人が助け合い、支え合う福祉のまち矢掛に向けてご協力をお願いいたします。

第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画

基本理念

本町の障害者計画の理念「共生社会の実現」～すべての町民が暮らしやすいまち～の実現に向け、障害を持つ人が日常生活または社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。



「共生社会」の実現 ～すべての町民が暮らしやすいまち～

【第6期矢掛町障害福祉計画】

- ◆ 障害者本人の自己決定の尊重
- ◆ 障害種別に関係なく、誰もが等しく地域でサービスを受けることができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の整備
- ◆ 地域住民と障害のある人との意思疎通が図れる地域づくりの推進
- ◆ 安定的な障害福祉サービス等提供のための、人材の確保及び施設職員の質の向上

【第2期矢掛町障害児福祉計画】

- ◆ 障害の疑いの段階から身近で支援が受けられるよう障害児通所支援等の提供体制の整備
- ◆ ライフステージに沿った切れ目の無い支援体制の整備
- ◆ 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- ◆ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築

基本目標 (主な内容のみ記載)

基準年度（令和元年度）と比較して、目標年度（令和5年度）末を目標に、以下の7項目について目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
地域生活移行者数 △2人 (△9.1%)
施設入所者数 △1人 (△4.5%)
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 3人 (1.5倍)
- (5) 障害児支援の提供体制の整備
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所 1カ所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置 1カ所
医療的ケア児コーディネーターの設置 1人
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本理念

自助・互助・共助・公助で創る、
高齢者が健やかで安心して暮らせるまち
“安心・安全あったか矢掛”の実現

計画の基本目標

基本目標1 健康づくりの推進

一人一人が自分自身の健康に関心を持ち、健康づくりの輪を広げることを目指し、町民、関係団体等とともに、地域ぐるみの健康づくりを推進します。



基本目標2 高齢者が社会で暮らしやすいまちづくりの推進

生きがいづくりや社会参加，社会貢献，就労などの活動を支援し，生活環境の整備，災害時における体制整備など安心して暮らせるまちづくりを推進します。



基本目標3 介護予防の総合的な推進

活動の担い手確保や多様な担い手の活動の支援を行い，多様なサービスの充実を図ることにより，支援を必要とする高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止を促進していきます。



基本目標4 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が要介護や要支援状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するとともに、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を目指します。



基本目標5 介護保険制度の適正な運営

介護保険事業全般の充実と質の向上を目指し、サービスに必要な提供体制を確保するとともに、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指します。また、介護給付適正化等にも取り組みます。



所得段階別保険料

本計画期間における介護保険料の年額を次のように設定しました。

()内は公費投入による低所得者の負担軽減強化後の割合及び保険料です。

所得段階	住民税		所得要件等	基準額に対する割合	介護保険料年額	
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	生活保護を受給,または老齢福祉年金を受給	0.50 (0.30)	35,400円 (21,240円)	
第2段階			課税 合計 年金 収入 の 合計	80万円以下	0.75 (0.50)	53,100円 (35,400円)
第3段階				120万円以下	0.75 (0.70)	53,100円 (49,560円)
第4段階				120万円を超える	0.90	63,720円
第5段階			課税	課税	80万円以下	1.00 【基準額】
第6段階	所得 合計 金額	80万円を超える			1.20	84,960円
第7段階		120万円未満			1.30	92,040円
第8段階		120万円以上210万円未満			1.50	106,200円
第9段階		210万円以上320万円未満	1.70	120,360円		
			320万円以上			

健康やかげ21・食育推進計画

スローガン

『バランスのよい食事 適度な運動 十分な休養で
延ばせ 心と体の 健康寿命！』

基本方針

- 町民一人ひとりが健康への意識を高め、健康的な生活を自分で選択し実践できることを目指します。
- 感染症の拡大を防ぐため「新しい生活様式」を踏まえた取組を進めます。

各分野の目標値（一部抜粋）・取組のポイント



健康づくり計画

● 運動・身体活動

* 目標：1日に30分以上の運動を行っている人の割合 → **男性 40.0%**
女性 40.0%



日常生活の中に運動や身体活動を取り入れる工夫をしましょう。

● 休養・こころ（自殺対策基本計画）

* 目標：睡眠が十分とれている人の割合 → **男性 90.0%**
女性 90.0%



休養や睡眠を十分に取れるよう心がけ、
悩みが相談できる場を知って活用しましょう。

● たばこ

* 目標：たばこを吸っている人の割合 → **男性 15.0%**
女性 1.0%



たばこの健康被害について理解し、受動喫煙の防止や禁煙に取り組みましょう。

●アルコール

*目標：ほとんど毎日お酒を飲む人の割合 → 男性 20.0%
女性 1.0%



休肝日を設け、自分の飲酒量を見直し、適度な飲酒を心がけましょう。

●歯と口

*目標：80歳で20本以上自分の歯がある人の割合 → 30.0%



歯の大切さを理解し、歯と口の健康を保つ方法を身につけましょう。

●生活習慣病の発症及び重症化予防

*目標：健康診査（町や職場の健康診査、人間ドック）を → 男性 85.0%
年1回以上受けている人の割合 女性 85.0%



定期的に健康診査やがん検診を受診しましょう。
塩分、糖分、脂質を取り過ぎないようにして、薄味の食事を心がけましょう。

食育推進計画



●朝ごはんと食習慣

*目標：栄養成分表示を参考にしている人の割合 → 60.0%



毎日、3食の時間を決めて食べましょう。
栄養成分表示などを活用し、主食・主菜・副菜を意識して
自分に合った食事を選択しましょう。

●食を通じたコミュニケーション

*目標：ほとんど毎日家族と一緒に食事をする子どもの割合 → 小学生 95.0%
中学生 75.0%



家族や友人と食卓を囲み、一緒に料理を作ることなどで
食育の場をつくりましょう。

●食べものへの感謝と地産地消

*目標：「地産地消」という言葉と意味を知っている人の割合 → 100.0%



食事のマナーや食べものを大切にするとともに、
地元の食材を積極的に使いましょう。



やかげ観光大使 やかっぴー

第3次矢掛町地域福祉計画・第5次矢掛町地域福祉活動計画
第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画
第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
健康やかげ21・食育推進計画
概要版

発行日 令和3年3月
発行・編集 矢掛町保健福祉課
〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018
TEL 0866-82-1013
FAX 0866-82-9061